

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 産業政策課

法令名	中小企業団体の組織に関する法律			法令の番号	昭和32年法律第185号			
手続名	協業組合の合併の認可			根拠条項	第5条の23第4項			
審査基準	<p>第5条の23第4項において準用する中小企業等協同組合法第63条第3項の規定による協業組合の合併の認可に係る審査基準については、第5条の17第1項の規定による協業組合の設立の認可に係る審査基準を準用する。</p>							
	受付機関	産業政策課	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	標準処理期間 30日	目次
						標準経由期間 日	NO	35